

### 3 - 7 中国「電子情報製品生産汚染防止管理弁法(案)」 (中国版 RoHS 指令)の概要

中国では、電子・電気機器における有害物質の使用を規制する『電子情報製品生産汚染防止管理弁法』(以下、『弁法』とする。)の策定を進めている。

2002年に、信息产业部が『弁法』の制定作業を開始し、草案について意見聴取を実施した。2003年8月には、信息产业部は『弁法』の『意見徵求稿』(パブリックコメント用の法案)を中国電子業界トップ100社に送付し、草案に対するコメント、意見を提出するよう要求するとともに、当該草案を各種業界誌、ホームページなどにも掲載した。

2004年2月には、『弁法』は信息产业部の常務会で原則採択、『弁法』実施に直接関わる所轄官庁の認可取得のための稟議進行中と報道された。現在、2005年7月の発効を目指して、公布に向けた準備が進められているところである。

『弁法』では、EUのRoHS指令の規制対象6物質に加え、「その他」の有害物質も規制の対象としているが、国際的な整合性が必要であるとして、RoHS指令の規制対象物質に合わせることを求める声も出ている。

表 電子情報製品生産汚染防止管理弁法の要点

電子情報製品の定義	電子レーダー製品、電子通信製品、ラジオ・テレビ、計 算機製品、家庭用電子製品、電子計量機器製品、電子専用製品、電子ユニット・部品、電子応用製品および電子材料
設計及び生産に関する規定	電子情報製品の設計および生産に際しては、環境保護とリサイクルに有効な方法を採用すべき
有害物質の使用禁止・制限規定	6つの有害物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール、ポリ臭化ジフェニールエーテル)及びその他の有害物質を段階的に削減すること。完全に排除できない場合、その量は関連規定の国家基準を超えてはならない。  (「意見徵求稿」には盛り込まれていないが、信息产业部によれば2006年7月1日以降、6つの有害物質及びその他の有害物質は使用禁止となることである)
情報提供規定	電子情報製品メーカーは、製品の原材料成分、安全使用期限、リサイクルの可否を公表、明記せねばならない
生産者責任	電子情報製品の生産者(輸入者を含む)は、製品廃棄時の回収、処理、あるいは再利用に責任を負う

注1: 「電子情報製品生産汚染防止管理弁法」の主管は情報産業部